

「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度ロゴマーク等作成業務委託 企画提案募集実施要領

この要領は、「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度ロゴマーク等作成業務に係る企画提案募集（公募型プロポーザル）に参加しようとする者が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 趣旨

脱炭素に向けた動きが世界的に加速化する中、愛媛県では、令和6年1月に改定した県地球温暖化対策実行計画において、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年度までに2013年度比46%削減を目標に掲げて、各種施策を推進している。

目標達成のためには、県内CO₂排出量の約6割を占める産業部門の対策が鍵を握ることから、県では本年度、自社のCO₂排出量を可視化し、その削減に取り組む県内企業を認定するとともに、認定企業に対して多様なインセンティブを設ける「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度（以下「認定制度」という。）を立ち上げることとしている。

については、認定制度の認知向上や認定企業に対するインセンティブとして活用するロゴマーク及び認定企業に授与する認定証のデザインの作成により、県内企業の認定制度への申請促進を図ることとし、効果的かつ効率的に実施するため、企画提案募集（公募型プロポーザル方式）により受託事業者を選定し、業務を委託する。

なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけでなく、仕様書内容の反映度等を総合的に判断する。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名
「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度ロゴマーク等作成業務
- (2) 委託期間
契約の日から令和7年7月31日まで
- (3) 業務内容
別添「業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料上限金額
396千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 問合せ先・提出先

愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課
ゼロカーボン推進グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL：089-912-2349 FAX：089-912-2344

Eメール：kankyoushou@pref.ehime.lg.jp

4 企画提案の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済みであること、又は企

画提案への参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。

- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされてないこと。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下同じ。))であると認められる者
 - イ 暴力団(暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度ロゴマーク等作成業務委託企画提案募集参加申込書(様式1)を提出すること。

なお、提出期限までに参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

- (1) 提出期限
令和7年6月13日(金)17時15分(必着)
- (2) 提出方法
電子メールにて、本要領「3 問合せ先・提出先」へ提出
- (3) 辞退
参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度ロゴマーク等作成業務委託企画提案募集参加辞退届(様式2)を提出すること。
- (4) 質問及び回答
質問がある場合は、上記(1)の提出期限までに「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度ロゴマーク等作成業務委託企画提案募集質問書(様式3)を提出すること。回答は、参加申込者全員に対し行う。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案提出書(様式4) 1部
- イ 見積書 1部
- ウ 企画提案書(様式指定なし) 6部
- エ 法人・団体の概要書(様式5) 1部

(2) 企画提案書等の作成方法

- ア 企画提案内容は、別添「業務仕様書」の「5 業務内容」の全てを含むものとする。なお、当該企画提案においては、(1)認定制度のロゴマークのデザインを3案作成することとし、(2)認定企業に授与する認定証のデザイン作成は不要とする(認定証のデザイン作成は、委託契約締結後に実施)。
- イ 記述はできるだけ平易な表現(図表等を含む。)を用いるとともに、用紙はA4判を基本として作成すること。
- ウ 見積書は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載の上、提案に必要な一切の経費を含めること。
- エ 企画提案書の構成は自由であるが、本要領「7 選定方法」を参照し、具体的な提案内容を記載するとともに、事業の実施体制(責任者・スタッフの氏名、役職、本業務における役割)及びスケジュール(契約締結から事業完了までの大まかなスケジュール)を記載すること。

(3) 提出期限及び提出先

令和7年6月27日(金) 17時15分(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留)により、本要領「3 問合せ先・提出先」へ提出すること。
なお、持参による提出の受付時間は、執務時間中(休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ)とする。
また、郵送等による提出の場合は、期限の日の執務時間中に必着とする。

(5) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1件のみとし、複数の提案書を提出することはできない。
- エ 法人・団体の概要書(様式5)の提出の際は、法人・団体の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

7 選定方法

(1) 審査

- ア 県は審査会を設置し、別紙の審査基準に基づき書類選考を行い、受託者として最適と考えられる事業者(最優秀提案者)を選定する。
- イ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に最優秀提案者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

(2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

- ア 本要領「2 委託業務の内容 (4) 委託料上限金額」を超える見積書の提出があったとき。
- イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

8 審査結果

審査結果については、全ての提案者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。また、個別の審査内容の照会には応じない。

9 契約方法

- (1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。
- (3) 別添「業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。
- (5) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (6) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、契約手続き時に電子メール（kankyou@pref.ehime.lg.jp）にて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式 6）を提出すること。

10 その他

- (1) 本企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。

【別紙】

「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度ロゴマーク等作成業務

プロポーザル審査基準

No.	審査項目	審査内容	配点
1	業務理解 (配点 25 点)	本業務の趣旨を十分に理解し、事業の目的に沿ったコンセプトにより提案されているか。	25
2	企画提案内容 (配点 60 点)	ロゴマークが理解しやすく、事業者に訴求するデザインになっているか。	60
3	事業遂行能力 (配点 15 点)	業務の実施方針及び実施フローが適切であり、必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高いものであるか。	10
		事業者は、業務を円滑に遂行するに足る類似業務の実績を有しているか。	5
合 計			100